

第 25 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 6 年 12 月 10 日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	欠	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	欠	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	出
11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 10 時 10 分

- | | |
|-------------------------------|---|
| <p>1 開会の辞
事務局長(小高秀之)</p> | <p>それでは、第 25 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>2 会長挨拶
会長(伊藤和雄)</p> | <p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第 25 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>3 開会の宣言
議長(伊藤和雄)</p> | <p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は 12 名でございます。定足数に達しておりますので、第 25 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p> |
| <p>4 議事日程
(日程第 1) 議長</p> | <p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、12 番議席近藤秀樹委員と、13 番議席片岡節男委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>(日程第 2) 議長
(日程第 3)</p> | <p>それでは、報告第 45 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、報告第 46 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> |

事務局	<p>日程第2 報告第45号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和6年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。</p> <p>今回の案件は、15件、34筆、面積52,212㎡であることを報告します。</p> <p>続きまして、日程第3 報告第46号</p> <p>農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和6年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は、1件、2筆、307㎡です。</p> <p><4番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内の畑です。</p> <p>目的は、個人住宅です。</p>
議長	<p>報告第45号については、合意解約による通知を受けたものです。</p> <p>報告第46号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届出です。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第4)	議長 議案第142号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と

<p>事務局</p>	<p>いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第4 議案第142号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求めます。令和6年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>中間管理機構分が、20件、39筆、総面積57,833.04㎡であることを報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、期間を決めた利用権の設定です。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第142号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、1名の委員の案件が含まれています。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により当事者は議事に参与できませんので、該当委員を除いて採決を行います。本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>

<p>(日程第5) (日程第6)</p>	<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第143号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」及び議案第144号「農地法第3条の規定による農地等の地役権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>日程第5 議案第143号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和6年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、9件、9筆、面積5,484㎡です。</p> <p><48番案件>の申請地は、北勢町中山地内の畑です。 譲受人である北勢町中山の■■■■が、北勢町麓村の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、363㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><49番案件>の申請地は、北勢町奥村地内の畑です。 譲受人である北勢町奥村の■■■■が北勢町奥村の■■■■が所有する議案書に記載の1筆844㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><50番案件>の申請地は藤原町篠立地内の畑です。 譲受人である藤原町篠立の■■■■が藤原町篠立の■■■■が所有する議案書に記載の1筆109㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><51番案件>の申請地は、北勢町垣内地内の畑です。 譲受人である北勢町垣内の■■■■が、大阪府守口市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆188㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><52番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の田です。 譲受人である大安町石樽北の■■■■が、北勢町阿下喜の■■■■が所有する議案書に記載の1筆2,958㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><53番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。 譲受人である員弁町北金井の■■■■が、員弁町北金井の■■■■</p>

	<p>が所有する議案書に記載の1筆181㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><54番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の田です。</p> <p>譲受人である桑名市のが、大安町宇賀のが所有する議案書に記載の1筆113㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><55番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。</p> <p>譲受人である菰野町のが、大安町宇賀のが所有する議案書に記載の1筆464㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><56番案件>の申請地は、大安町片樋地内の田です。</p> <p>譲受人である四日市市のが、大安町片樋のが所有する議案書に記載の1筆264㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第144号 農地法第3条の規定による農地等の地役権設定許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求め。令和6年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆、面積38㎡です。</p> <p><2番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。</p> <p>設定権者である東京都のが、大安町石樽南のが所有する議案書に記載の1筆977㎡の内38㎡を地下埋設線の地役権を設定する目的です。</p> <p>以上所有権9件、地役権設定1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>伊藤治義委員 地役権と地上権の違いは何ですか。今回の案件は、地上権になるのではないのでしょうか。</p> <p>事務局 今回の案件は地役権に該当します。地下埋設をすることに対して</p>
--	--

		<p>の権利を設定するという考え方になります。</p>
	中村正治委員	<p>三重用水の管の場合は地上権が付いていたかと思いますが。</p>
	事務局	<p>三重用水管本体の権利を設定するには地上権であり、用水管を埋設することに対しての権利を設定するのは、地役権設定となります。</p>
	議長	<p>他に特に無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第143号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続いて、議案第144号「農地法第3条の規定による農地等の地役権設定許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第7) (日程第8) (日程第9)	議長	<p>続きまして、議案第145号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第146号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」及び議案第147号「農地法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第7 議案第145号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、11件、22筆で11,633㎡です。</p> <p><51番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分</p>

は、3種農地です。

転用計画としては、桑名市の []、 [] が東京都八王子市の [] が所有する議案書に記載の1筆、379㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の北側道路側溝へ放流します。

<52番案件>の申請地は、北勢町新町地内の田です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東京都台東区の [] が北勢町新町の [] が所有する議案書に記載の3筆、1,736㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<53番案件>の申請地は、丹生川久下及び丹生川中地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、東京都台東区の [] が北勢町阿下喜の [] が所有する議案書に記載の4筆、1,431㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<54番案件>の申請地は大安町丹生川中地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、東京都台東区の [] が大安町丹生川中の [] が所有する議案書に記載の1筆、762㎡を隣接山林と合わせた1,181㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<55番案件>の申請地は、藤原町東禅寺地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、福岡県福岡市の [] が藤原町東禅寺の [] が所有する議案書に記載の4筆、1,581㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<56 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の現況、畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、員弁町市之原の[]が京都府相楽郡精華町の[]が所有する議案書に記載の3筆、732㎡を集合住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の西側道路側溝へ放流します。

<57 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、北勢町大辻新田の[]が名古屋市[]が所有する議案書に記載の1筆、520㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の西側道路側溝へ放流します。

<58 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の1筆、2,553㎡を共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は30センチの盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の南側水路へ放流します。

<59 番案件>の申請地は、藤原町市場地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、四日市市の[]が藤原町本郷の[]が所有する議案書に記載の1筆、489㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は若干の盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の北側道路側溝へ放流します。

<60番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、桑名市の[]が大安町宇賀の[]が所有する議案書に記載の1筆、499㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は若干の盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の東側水路へ放流します。

<61番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、大阪府大阪市の[]が大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の2筆、901㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第8 議案第146号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和6年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆で、46㎡です。

<19番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東京都台東区の[]が大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の1筆、977㎡の内46㎡を隣接太陽光発電施設への進入路用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い砕石します。

取水はなく、雨水は自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第9 議案第147号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意

見を求める。 令和6年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、2件、2筆で、480㎡です。

<18番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東員町の■■■■が北勢町東村の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、402㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の東側道路側溝へ放流します。

<20番案件>の申請地は、大安町平塚地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、大安町石樽東の■■■■が大安町高柳の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、78㎡を隣接宅地と合わせて305.01㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、浸透ますを設置して自然浸透にて処理します。

以上5条所有権移転11件、賃貸借権1件、使用貸借権2件の計14件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

これらの案件につきましても、12月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員

議案第145号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」11件、議案第146号「農地法第5条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」1件、議案第147号「農地法第5条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんで

	<p>したので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
伊藤治義委員	<p>5条賃貸借権の案件ですが、こちら地役権を設定することですが、この案件は賃貸借権設定での申請でよろしいのですか？</p>
事務局	<p>法務局に事前に確認しましたが、5条の賃貸借権の場合は地目を変更してしまうため、農地法から外れるということで、そのあと地役権を設定するのに農業委員会の許可は不要である、との見解です。</p>
片岡節男委員	<p>58番案件ですが、こちらは第1種農地と思っているのですが、共同住宅への転用等は不可なのではないでしょうか。ほ場整備事業も行われている農地になると思いますが。</p>
事務局	<p>こちらの案件の農地区分は、第3種農地になります。申請地は上水、下水道管が容易に享受でき、かつ500m以内に2つ以上の公共施設があります。ほ場整備事業が行われていても、こちらは農用地ではなく農振法にはかかっておりません。都市計画マスタープランにおいても沿道サービス、商業施設の区域としてゾーニングされていますので、第3種農地という判断をさせていただいております。</p>
議長	<p>他に無いようですので、議案第145号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第146号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、</p>

<p>(日程第 10)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>続いて、議案第 147 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、議案第 148 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第 10 議案第 148 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 6 年 12 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 6 件、6 筆、915 m²です。</p> <p><35 番案件>の申請地は、員弁町岡丁田地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は員弁町岡丁田の [] で、昭和 62 年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><36 番案件>申請地は、藤原町大貝戸地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は藤原町大貝戸の [] で、平成 16 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><37 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は北勢町麻生田の [] で、昭和 44 年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><38 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は北勢町阿下喜の [] で、平成 13 年以前から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p><39 番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の台帳地目、田です。</p>
--------------------------------------	---

	<p>願出者は員弁町松之木の [] で、平成10年から駐車場に転用し、現在に至っております。</p> <p><40番案件>の申請地は、藤原町篠立地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は藤原町篠立の [] で、昭和39年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上6件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>他に特に無いようですので、議案第148号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願ひどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願ひどおり証明することに決定しました。</p>
<p>5 その他</p>	<p>議長</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>次回は、12月27日午前9時から現地調査、5番議席藤田一房委員と6番議席松葉里美委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、1月10日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願ひします。</p>
<p>6 閉会の宣言</p>	<p>議長</p> <p>それでは、これをもちまして第25回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>【午前10時10分閉会】</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
